

総社市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月
総社市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取組、今後のフォローアップ	5

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本市では、そうじゃ教育大綱「『総社を愛す子供』『心優しい子供』『礼儀正しい子供』の育成」を掲げ、第3次総社市教育振興基本計画で、この大綱の具現化に取り組んでいる。この実現には、教育職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、専門性を最大限発揮できる環境の整備が必要である。

本計画は、教育職員の勤務状況を改善し、働きやすさと働きがいを両立しながら、真に必要な業務に専念できるようにするため、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第8条に基づき策定する。

総社市教育委員会は、本計画を学校と連携して統合的に推進し、保護者・地域の理解と協力を得ながら、学校教育の質を向上させ、本市の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することをめざす。

(2) 本市の現状

本市では、令和2年7月に所管に属する学校の教育職員の時間外在校等時間の上限に関する方針として、「総社市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

区分	年平均	月45時間以内の教育職員の割合	月80時間超の教育職員の割合
小学校	月28.4時間	77.8%	1.0%
中学校	月41.2時間	56.4%	9.9%

※「小学校」は、義務教育学校前期課程を含み、「中学校」は、義務教育学校後期課程を含む。

時間外在校等時間が月 45 時間を超える教育職員が中学校では、43.6%と多くなっている。また、小・中学校とも時間外在校等時間が月 80 時間を超える者が0になっていない。部活動指導や校務分掌等の業務の負担が大きくなっており、部活動の地域展開や業務の平準化を図ることにより、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

2. 目標

○本計画において達成をめざす目標は以下のとおりとする。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・月当たりの時間外在校等時間が 45 時間以内となっている教育職員の割合を 100%にする。
- ・1 年間における月当たりの時間外在校等時間の平均時間を 30 時間以内にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【 】内は令和 6 年度の数値

- ・勤務実態調査において、「現在、仕事に『働きやすさ』を感じていますか」という質問に対して肯定的な回答をした教育職員の割合を 80%以上にする。 【75%】
- ・勤務実態調査において、「現在、仕事に『働きがい』を感じていますか」という質問に対して肯定的な回答をした教育職員の割合 80%以上を維持する。 【84%】

3. 計画の期間

令和 8 年度～令和 10 年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

※【 】は岡山県教育委員会から示されている「令和 7～10 年度学校における働き方改革重点取組」との関連を示している。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・保護者、地域住民による通学路における見守り活動を推進する。

【外部】

- ・各学校の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。【業務】

◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察や青少年育成センターが行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見守りは原則行わないこととする。【外部】
- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて共有する。【外部】

◇地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）

- ・学校支援ボランティア等への連絡調整等については、地域学校協働活動推進員等が中心となって行う。【外部】

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・電話対応時における長時間の拘束や過剰な苦情等を抑制するため、録音告知機能付通話録音装置を全校に導入する。【業務】

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・調査等の回答に係る負担を軽減するため、教育委員会で回答できる調査については、学校へ発出せず、教育委員会で回答する。【校務】

◇ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）

- ・教育委員会と連携を図りながら、業者や教育委員会の ICT 支援員等が中心となって行う。【外部】

◇部活動（「3分類」⑬関係）

- ・平日の部活動については、最終下校時刻を 17:30 に設定する。また、段階的に休日の部活動の地域展開の実現をめざす。【部活】

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備、学習評価や成績処理等（「3分類」⑮⑯関係）

- ・授業準備や採点作業等を補助する教師業務アシスタントや補助員を全小・中・義務教育学校に引き続き配置する。【外部】
- ・事務作業の負担を軽減するために、服務簿と一元化された出退勤システムを導入について検討する。【校務】

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・児童生徒等の課題の状況に応じ、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、医療・福祉に関する専門的な人材と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことができるようにする。【外部】

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総時間数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小学校4年生以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合は、指導体制に見合うものとなるよう見直す。【業務】
- ・当初のねらいが形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。【業務】
- ・電話連絡等の外部対応は、留守番電話や保護者連絡アプリを活用しながら、勤務時間内での対応となるよう努める。【業務】
- ・学校運営協議会等で働き方改革の目的を議題として取り上げ、地域・保護者等と共有し、連携・協働しながら取組を推進する。【外部】

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ・過重労働による健康障害を防止するため、月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員について、当該職員が申し出た場合、医師による面接指導を実施する。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の結果を活用して職場

環境の改善を推進する。

- ・仕事と余暇のバランスのとれた豊かな生活の実現、時間管理意識の醸成を図るため、年次休暇の計画的な取得を促進する。
- ・学校における定時退校日を月2回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に7日間の一斉閉校期間の設定を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップ

- ・取組の着実な実行を図るため、教育職員の時間外在校等時間の状況を把握し、毎年度、総社市のWebサイトで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・学校での児童生徒等の支援に対する医療・福祉等に関する人材の確保にあたり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、働きがいに関する目標については、勤務実態調査等で把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に時間外在校等時間が長時間になっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え、各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するように促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者や地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治体等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知し、各項目について協力を得られるよう取り組む。